

生徒心得

近い将来、一人の自立した個人として社会を構成していくという自覚を持ち、学校の内外において、高校生としてふさわしいマナーと常識をわきまえた分別と責任感を身につけ、自分には厳しく、他人を思いやる心を持った自己を確立すること。

1. 服装・容儀

服装はその人の人柄や教養がうかがわれるものである。常に清潔、端正で、高校生にふさわしい品位を保つように心がけなければならない。身だしなみの観点で、他に失礼のない、信頼される姿を心がけること。

[制服]

- 制服は、すべて本校指定の制服を着用すること。それ以外は認めない。また、この制服を見苦しく着用したり、勝手に変形したりしないこと。
- 制服とは、本校指定のブレザー、スラックス（冬・夏）、スカート（冬・夏）、シャツ・ブラウス、ネクタイ・リボン、ベスト、セーターのことを指す。
- 入学時に制服の採寸を行い、体形に著しい変化が見られない場合はスラックス・スカートの丈を変更してはいけない。許可なく変更した場合は、入学時に採寸した寸法のものを新しく購入するものとする。
- スカートの丈は膝がしらが隠れるようにする。
- 以下は認めない。
 - ・ 授業中、ブレザーを着用せず、シャツの上に防寒着を着ること。（休み時間は許可する。）
 - ・ 校舎内でのスカートの下にジャージを穿くこと。
 - ・ 防寒のために登下校時のジャージは許可するが、登校後速やかに脱ぎ、校舎内では着用しないこと。
- 冬服—男女ともにブレザー、冬スラックス・スカート、シャツ・ブラウスを着用。ベスト、セーターは気象状況に応じて着用。シャツ・ブラウスのすそは外に出さないこと。ネクタイ・リボンを着用する際は、シャツ・ブラウスの第1ボタンを留めること。
- ネクタイ・リボンを着用しない場合でも、シャツ・ブラウスの第2ボタンまでは留めること。
- 夏服—男女とも夏スラックス・スカート、半袖シャツ・ブラウスを着用。
 - 半袖シャツ・ブラウスのすそは外に出してもよい。
 - ネクタイ・リボンを着用しない場合でも、第2ボタンまでは留めること。
 - 気象状況に応じて冬スラックス・スカートの着用を認める。
 - ブレザーを着た場合は、男子の半そでシャツのすそをスラックスの中に入れること。

- 冬服および夏服の着用期間については、天候や気温に応じて生徒課からその都度連絡する。ただし、気温や体調に応じて各自で判断してもよいものとする。
- スラックス着用時、ベルトを着用する。ベルトは黒または茶で華美でないものとする。

[異 装]

- やむを得ない事情で異装する時は、生徒課室に申し出、許可を得なければならぬ。毎時間の授業で教科担任に異装届けを提出すること。原則として許可はその日限り有効のものとする。

[靴 下]

- 男女とも靴下は白・黒・紺・灰色の単色で華美でないものとする。
- スカート着用時、防寒のためのタイツやレギンス等の着用も認める。
- タイツやレギンス等は単色とし、華美でないものとする。

[履 物]

- 通学時の履物は靴またはシューズとし、華美なものは避けること。サンダルやかかと部分がバンド状になった履物等は不可とする。
- 校舎内では指定のスリッパを使用し、外履きと区別すること。
- 体育館では定められた内履きシューズを使用すること。

[頭 髮]

- 社会通念に照らして合理的とみられる範囲内の髪形とし、学業および学校生活に支障のないようにする。
 - 頭髪が長く学業に支障が出る場合は、ゴム・ピン等でとめる。
 - ゴム・ピン等の色は華美でないものを使用すること。
 - 染色・脱色・パーマ・エクステ等の加工は不可とする。
- 次のものは確認次第すぐ是正するよう指導する。
 - エクステ（付け毛）、カラーコンタクト、化粧、色つきのリップクリーム

[その他]

- 化粧、マニキュア等は禁止する。
- ピアス、指輪、ネックレス等の装身具は禁止。持ってきた場合、一時的に学校で預かる。
- カラーコンタクト等も禁止とする。
- ヘアーアイロン、ドライヤー等は学校へは持つてこないこと。
- 香水等はつけないこと。
- 高価な物品（鞄・財布 等）は学校へは持つてこないこと。

2. 学校生活

[欠席]

欠席は特別な理由がない限りしないこと。

- 欠席するときは8時15分までに必ず保護者から学校へ連絡をしてもらうこと。
- 欠席、忌引きした者は、所定の手続きを行うこと。
 - 欠席が5日以上に渡る時、医師の診断書またはそれに代わるもの添えること。
 - 忌引は次の通りとする。
 - ア. 父母 7日
 - イ. 祖父母・兄弟・姉妹 3日
 - ウ. 曾祖父母・伯叔父母・甥姪・その他同居親族 1日

[遅刻]

- 遅刻するときは8時15分までに必ず保護者から学校へ連絡してもらうこと。
- 遅刻した場合は、生徒指導室で遅刻届を受け取り、速やかに授業を受けること。

[早退]

- やむを得ず早退するときは、事前にホーム担任に届け出、学年職員室で早退届に記入し許可を得ること。

[外出]

- 始業後外出する必要が生じたときは、ホーム担任に届け出、学年職員室で外出届に記入し、生徒課室を経由し外出すること。

[所持品]

- 所持品には、必ず記名し、自己管理を十分に行うこと。
- 貴重品・多額の金銭は学校に持参しないこと。やむを得ず所持する場合はその管理に十分に留意すること。
- 金品を拾得したり、紛失したりした場合は、生徒課室に必ず届けること。
- スマートフォン・携帯電話・ミュージックプレーヤー等は校舎内使用禁止とし、ロックカー保管のこと。
- トラブルを避けるため、ツイッター、ブログ等のSNSを不適切に使用しないこと。また、スマートフォン・携帯電話はフィルタリングをするなど家庭でルールを決め、適切に使用すること。
- ゲーム機やトランプ等、学校生活に不必要なものは持つてこないこと。

[学校生活]

- 校舎・校具等の公共物及び器物を破損した場合は、担当教諭に申し出ること。
- 火気・電気・薬品等の使用の際は、事前に関係教諭の許可を得ること。

3. 通学

[公共交通]

- 乗車マナーを守り、他の乗客の迷惑になるような行為はしないこと。
- 通学証明書・学割証明書は所定の手続きを経て事務室で交付を受けること。

[自転車通学者]

- 通学に自転車を利用する者は、生徒課室に届出をし、許可を得て、本校のステッカーを貼ること。
- 交通規則を遵守し、歩行者・車両に迷惑をかけないこと。
- 指定された駐輪場に整理して駐輪すること。
- 雨天時は必ず合羽を着用し、傘さし運転は厳禁とする。
- 二人乗りは厳禁とする。
- 自転車運転時は、スマートフォン・携帯電話・ミュージックプレーヤー・イヤホン等の使用は禁止する。
- 自転車運転時は、安全のため、ヘルメットを着用することを推奨する。
- 電動キックボードでの登下校は禁止とする。

4. 校外生活

[アルバイト]

- 原則として禁止する。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、許可をすることがある。
- 長期休業中は下記の基準で許可することがある。
 - 就労時間は週4日以内かつ12時間以内にすること。
 - 日数は休業日数の半分以内を原則とする。
 - 就業時間は午前8時から午後8時までの範囲とする。(1日8時間以内)
 - 酒類を扱う飲食店等の接客や、高校生として不適切と思われる職種は認めない。
 - 欠点科目を持たない者を原則とする。

[原付・自動二輪運転免許]

- 免許取得・運転は禁止とする。

[自動車運転免許]

- 原則として禁止する。
- 最終学年において下記の条件で、自動車学校の入校を許可する。
 - 就職内定者は企業に内定後、進学決定者は2学期期末考査以降で欠点科目を持たない者。
 - 欠席、遅刻等が少ないこと。
- 入校希望者は、必ず生徒課室に自動車学校入校許可願いを提出すること。
- 免許取得後の自動車運転は3月31日まで禁止とする。

- 免許証は保護者の責任で管理する。

[その他]

- 18歳未満出入禁止場所（クラブ、酒類を扱う飲食店、麻雀荘、パチンコ店 等）
をはじめ風紀上好ましくない場所への出入りは禁止する。
- 夜間（22時～4時）の外出は禁止する。
- 金銭・物品等の貸借はせず、トラブル防止に努めること。賭け事等も禁止とする。